

7月から施行 彦根市屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止などが図れるように、一定のルールを定めた条例を施行します。

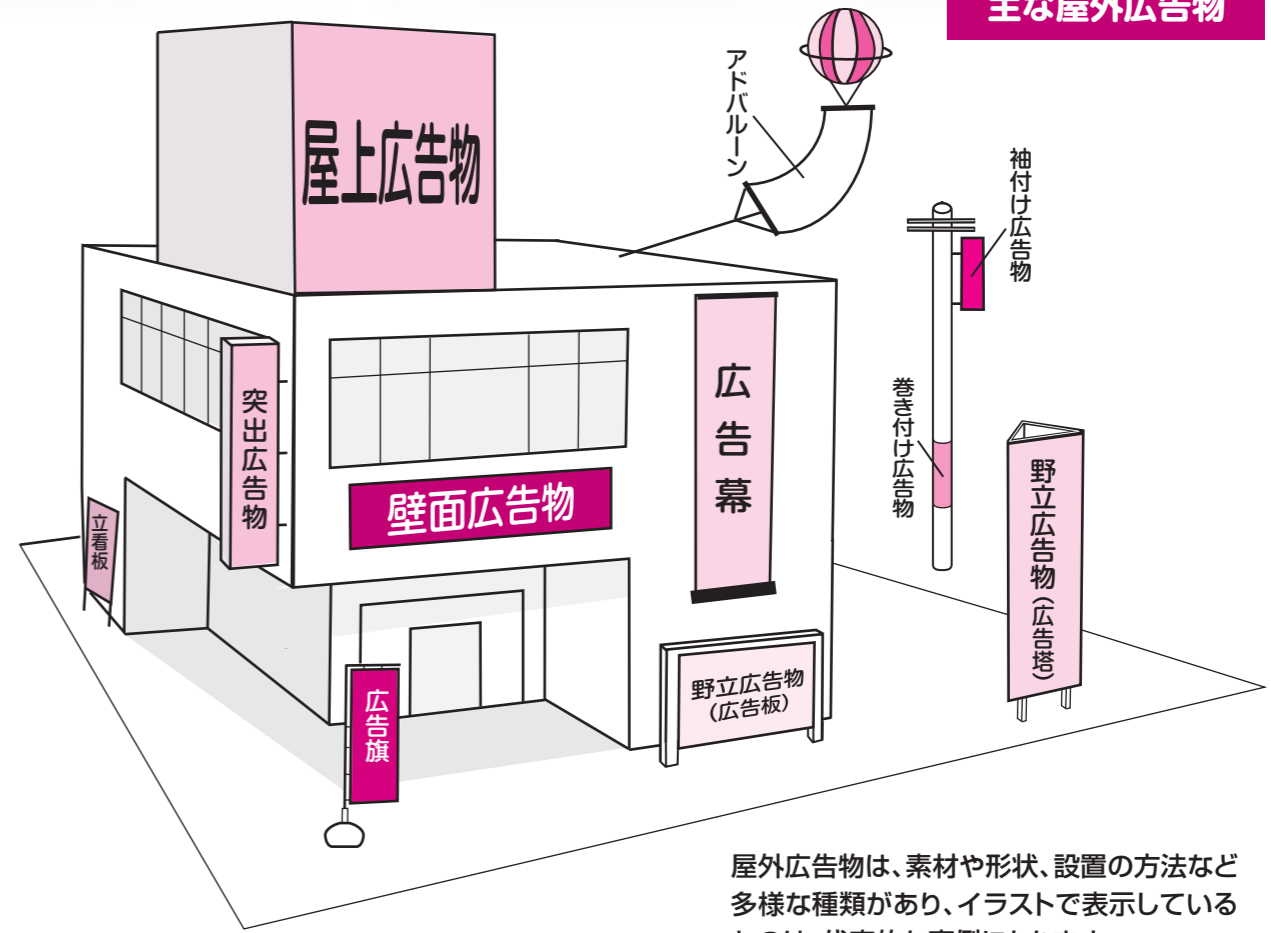
屋外広告物ってなに？

ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔など、**屋外に設置され、公衆に向けられて、常時または一定期間継続して表示された広告物**（下記参照）を屋外広告物といえます。特に営利を目的とするものに限りません。

▼**自家用広告物** 自己の住所地や事業所で、自己の氏名や店名、営業内容などを表示する広告物
▼**非自家用広告物** 自家用広告物以外の広告物

屋外広告は店舗や商品、サービス、商業活動などにぎわいととも、身近な情報手段として大切な役割を担っています。一方で、まちなみなどの景観に影響を与えるものとして、周囲の景観との調和が求められます。
問い合わせ先 両都市計画課 景観まちなみ保全室 ☎ 30・6124番、FAX 24・8517番

主な屋外広告物



屋外広告は、素材や形状、設置の方法など多様な種類があり、イラストで表示しているものは、代表的な事例になります。

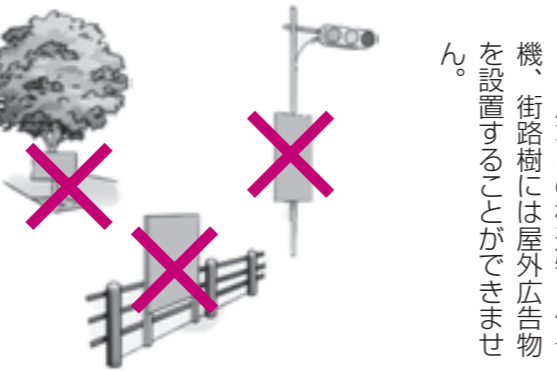
条例の特徴

- ① **地域区分の見直し**（左図）
地域ごとの景観的特性を踏まえ、市内全域を第1種地域から第6種地域まで区分しています。
- ② **各広告物の基準の見直し**
広告物の面積や高さなどの個別基準を地域区分ごとに見直ししています。
- ③ **色彩基準の設定** 周囲のまちなみと調和した屋外広告物への形成が図れるよう
- ④ **優良意匠屋外広告物の指定**
歴史的、伝統的価値がある屋外広告物や周辺のまちなみと調和した優れたデザインの屋外広告物を「優良意匠屋外広告物」として指定することができます。

主なルール

屋外広告物には、設置することができないものや屋外広告物の種類などによって個別の基準を定めたルールがあります。
禁止広告物 壊れていたり、倒れる恐れがあるなどの危険なものや、信号機、道路標識などに類似するものは設置することができません。

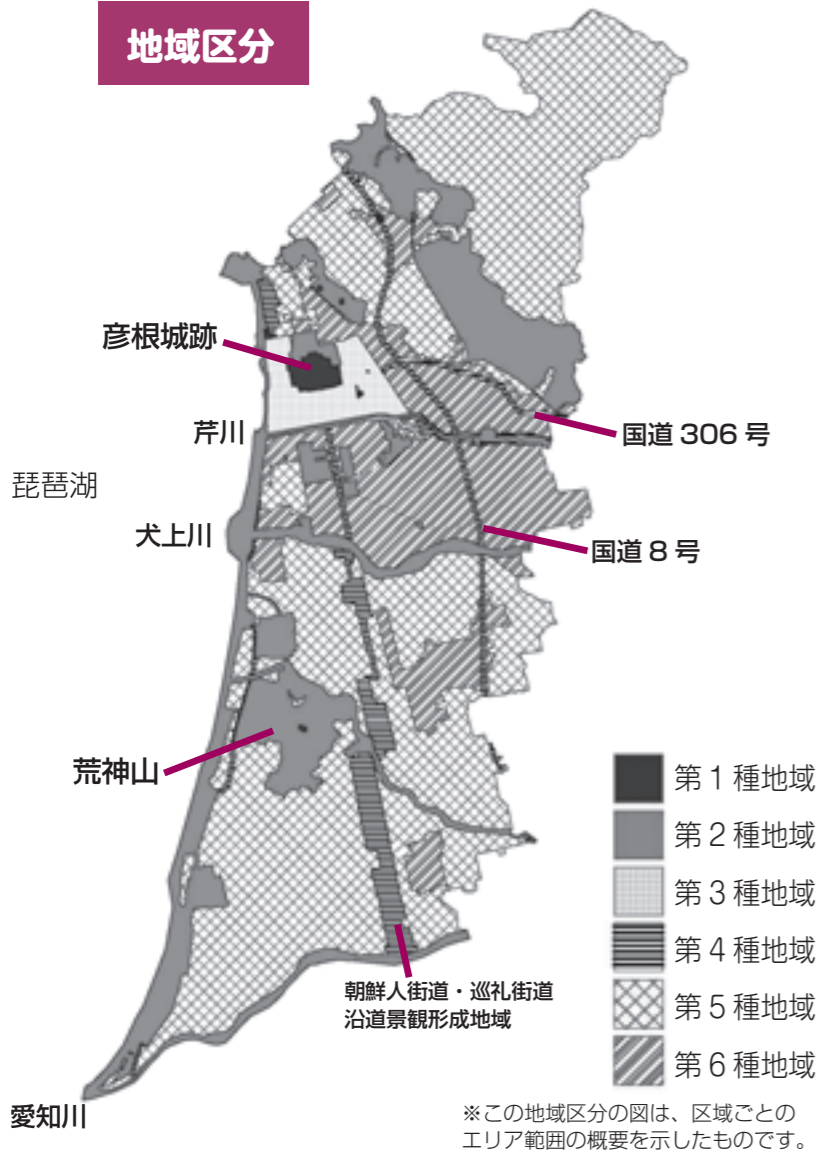
申請手続き



一定の規模以上の屋外広告物を設置される場合は、事前に市の許可が必要です。また、設置場所や種類などによって、許可基準や許可期間が異なりますので、事前にご相談ください。
経過措置期間
市条例の施行により、新しい許可基準に適合しなくなる屋外広告は、条例施行後3年間は、旧条例の許可基準で引き続き許可を受けることができます。

許可基準 許可が必要な場合、地域別で屋外広告物の種類ごとに高さ、面積、色彩などの詳細なルールを定めています。

地域区分



※この地域区分の図は、区域ごとのエリア範囲の概要を示したものです。